第三十六条第三項第二号中「防護区域」の下に「及び立入制限区域」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によって区画すること。

第四十一条第一項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、同項第十号中「第三十六条第二項第十六号」を「第三十六条第二項第二十四号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第六号から第九号までを五号ずつ繰り下げ、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　非常の場合の対応に関すること。

第四十一条第一項中第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八　情報システムセキュリティ計画に関すること。

第四十一条第一項中第三号を第五号とし、同項第二号中「同じ。）」の下に「及び立入制限区域」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第六条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第十号中「防護区域又は周辺防護区域」を「第十六条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第十六条の三第二項第二号中「当該周辺防護区域を」の下に「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する」を加え、「及び」を「並びに」に、「装置」を「設備又は装置」に改め、同項中第十七号を第二十七号とし、第十二号から第十六号までを十号ずつ繰り下げ、同項第十一号イ中「設置すること。」を「防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。」に改め、同号ロ中「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ハ中「及び周辺防護区域内」を「、周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ニ中「連絡は」の下に「定期的に、容易に傍受できない方法による」を加え、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ　見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ　監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第十六条の三第二項中第十号を第十九号とし、同項第九号中「若しくは周辺防護区域」を「、周辺防護区域若しくは立入制限区域」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の六号を加える。

十三　中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ　出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十四　交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）（以下この号及び次号において「使用済燃料等」という。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　周囲にさく等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ　周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ　イの規定により設置されたさく等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十五　交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

十六　再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十七　前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第十九条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十八　特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

第十六条の三第二項第八号中ロを削り、ハをロとし、同号を同項第十一号とし、同項第七号中ロを次のように改める。

ロ　見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

(1)　鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i)　施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。